

指定管理者の指定について

飛驒・世界生活文化センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、飛驒・世界生活文化センター条例（平成十二年岐阜県条例第六十三号）第十条第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和二年十一月二十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体 飛驒コンソーシアム

構成員

高山市桐生町七丁目七八番地

日進木工株式会社

高山市漆垣内町四〇七番地の三

株式会社シラカワ

高山市漆垣内町三一八〇

飛驒産業株式会社

飛驒市古川町袈裟丸七四一番地

株式会社イバタインテリア

二 指定の期間 令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで